

非常変災等による臨時休業等について

香川県立志度高等学校

TEL 087-894-1101

1 警報が発令されている場合

① 午前6時00分時点以降で、

**大雨・洪水
暴風・大雪
津波**

のいずれかの 警報 が

**高松市
さぬき市
東かがわ市
三木町**

のいずれかに発令されていれば

→ 生徒は**自宅待機**

② 午前11時00分（午前授業の日は9時00分）までに警報が解除すれば、

(1) 通学に利用する交通手段がある生徒

すみやかに、その日の時間割の教材を準備して、

→ **登校**

(2) 通学に利用する交通手段がない生徒

→ **自宅待機**

③ 午前11時00分（午前授業の日は9時00分）時点で、

(1) 警報が解除されなかった場合

→ **学校は臨時休業**

(2) 通学に利用する交通手段がない生徒

→ **自宅学習（登校の必要はありません）**

2 大地震や災害等の場合

午前6時00分～8時30分の時点で、

大地震や災害等のため、電気・水道・ガスなどのライフラインが寸断したり、電話、道路、公共交通機関が不通になっているなどの状況下では、生徒は自宅待機をして下さい。その後は、テレビやラジオ等のニュースに注意し、学校が臨時休業でない場合は、登校して下さい。

3 注意

- ・登校に際しては、通学に危険がないことを十分確認して下さい。
- ・警報が解除になっても場所によっては、非常に危険な場合があります。
その際は無理をしないで自宅待機を続けて下さい。この場合、学校が担任へ連絡して下さい。
- ・警報等の理由で、自宅待機や自宅学習をする場合は「出席停止」扱いとなり、欠席にはなりません。
- ・部活動や長期休業中の課外も上記に準じます。
- ・志度高等学校メール連絡網は、回線が混み合うことも予想されますので、上記の要領でご判断下さい。
また、緊急連絡以外は、学校への電話連絡を極力お控え下さい。